

★ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（規則第三十五号）
（循環型社会課・産業廃棄物対策課）

一 改正の要旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部が改正され、水銀処理物に係る処分基準が追加されたことなどに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十九年十一月二十日